

○山形市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則

平成 27 年 3 月 31 日規則第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、山形市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成 27 年市条例第 4 号。以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第 2 条 条例第 2 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者は、風致地区内行為許可申請書（別記様式第 1 号）に、別表の左欄に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる書類及び同表の右欄に掲げる図面を添えて、市長に提出しなければならない。

(建築物以外の工作物)

第 3 条 条例第 2 条第 2 項第 6 号に規定する規則で定める工作物は、次のとおりとする。

- (1) 風致地区内において行う工事に必要な仮設の工作物
- (2) 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるもの
- (3) 消防又は水防の用に供する望楼及び警鐘台
- (4) 前 3 号以外の工作物で新築、改築、増築又は移転に係る部分の高さが 1.5 メートル以下であるもの

(木竹の伐採)

第 4 条 条例第 2 条第 2 項第 8 号に規定する規則で定める要件に該当する木竹の伐採は、次のとおりとする。

- (1) 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- (2) 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
- (3) 仮植した木竹の伐採
- (4) 条例第 2 条第 2 項各号及び条例第 3 条各号に掲げる行為のための必要な測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

(条例第 2 条第 3 項に規定する規則で定める法人)

第 5 条 条例第 2 条第 3 項に規定する規則で定める法人は、次のとおりとする。

- (1) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- (2) 独立行政法人労働者健康福祉機構
- (3) 独立行政法人森林総合研究所

- (4) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (5) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (6) 独立行政法人水資源機構
- (7) 独立行政法人都市再生機構
- (8) 独立行政法人環境再生保全機構
- (9) 独立行政法人国立病院機構
- (10) 国立大学法人山形大学
- (11) 社会福祉法人山形県福祉事業団
- (12) 公益財団法人山形県林業公社
- (13) 公益財団法人山形県みどり推進機構
- (14) 山形県土地開発公社
- (15) 山形県道路公社
- (16) 山形県住宅供給公社
- (17) 社会福祉法人山形市社会福祉事業団
- (18) 山形市土地開発公社

(協議の手続)

第6条 条例第2条第3項の規定による協議をしようとする者は、風致地区内行為協議書（別記様式第2号）に、別表の左欄に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる書類及び同表の右欄に掲げる図面を添えて、市長に提出しなければならない。

(通知の手続)

第7条 条例第3条の規定による通知をしようとする者は、風致地区内行為通知書（別記様式第2号）に、別表の左欄に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる書類及び同表の右欄に掲げる図面を添えて、市長に提出しなければならない。

(許可事項の変更)

第8条 条例第2条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、風致地区内行為変更許可申請書（別記様式第3号）に、別表の左欄に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる書類及び同表の右欄に掲げる図面を添えて市長に提出しなければならない。

(許可標示板の掲出)

第9条 条例第2条第1項又は前条第1項の規定による許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という。）は、当該許可に係る行為を行う場所の見やすい箇所に許可標示板（別記様式第4号）を掲げなければならない。

（行為の中止）

第10条 許可を受けた者は、当該許可に係る行為を中止したときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、風致地区内行為中止届（別記様式第5号）に現況写真を添えて行わなければならない。

（住所氏名変更の届出）

第11条 許可を受けた者は、自己の住所、氏名（法人にあつては、その名称、事務所の所在地及び代表者の氏名）に異動を生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、住所氏名変更届（別記様式第6号）によらなければならない。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。